

(3)自治体別緑化等施策一覧

この一覧は、指針図では示すことのできない、行政区域全般にわたる緑化計画指導や緑の保全協議制度等の施策について掲載しています。

【東京都】

東京都による緑化制度

指導主体	根拠法等	対象要件	敷地内緑化			備考
			地上部	屋上緑化	接道部	
東京都	東京における自然の保護と回復に関する条例	[緑化計画書] 敷地面積1,000㎡以上（公共施設は250㎡以上）で、以下の行為を行う場合 ・建築物等の新・改・増築 ・駐車場、作業場等の建設・屋外運動施設、墓地 など	○	○	○	・緑化計画書の届出 ・条例・施行規則を改正し、H21.10.1より新基準で施行 ・区市町村が条例に基づき定める緑化の基準が、と条例と同等以上と知事が認める場合は、手続が区市町村に一元化される。
		[開発許可] 面積1,000㎡（甲地域※1にあつては3,000㎡）以上の土地で、以下の行為を行う場合 ○土地要件（いずれか） ・区域の1/3以上が自然地 ・一団で1,000㎡の自然地を含む土地 ●対象行為 ・建築物・工作物の建築 ・屋外競技上等の建設 ・駐車場・墓地等の建設 等	○	○	○	・許可申請書の提出 ※1甲地域：乙地域以外 ※2乙地域：都市計画区域外、自然公園、緑地保全地域、風致地区等 ・条例改正を実施し、H21.10.1より新基準で施行
	都市計画法（開発許可制度）	[市街化区域] ・500㎡以上の開発行為（質の変更は3,000㎡以上） [調整区域] ・全ての開発行為（質の変更については500㎡以上） [全域] ・1ha以上の第二種特定工作物（屋外競技上、遊園地、墓地等）	○	—	—	注）東京都が開発許可申請を受けける区域は多摩部（町田市を除く）

緑確保の総合的な方針

【特別区】

指導主体	根拠法等	対象要件	敷地内緑化			備考
			地上部	屋上緑化	接道部	
千代田区	千代田区緑化推進要綱	・敷地面積250㎡以上の建築行為	○	○	○	・緑化計画書の届出
中央区	中央区花と緑のまちづくり推進要綱	・敷地面積200～1,000㎡の建築物、工作物	○	○	○	・緑化計画書の届出
港区	港区みどりを守る条例	・敷地250㎡以上の建築計画(250㎡未満はできるだけ緑化基準を守る)	○	○	○	・緑化計画書の届出 ・伐採届けの規定有
新宿区	新宿区みどりの条例	・敷地面積250㎡以上の建築行為	○	○	○	・緑化計画書の届出 ・保存樹木等保存時の割り増し
文京区	緑の保護条例	・敷地面積200㎡以上建築行為	○	○	○	・緑化計画書の届出 ・樹木本数等基準(高木・中木・低木)有 ・既存樹利用に対する優遇処置有
台東区	台東区みどりの条例	・すべての建築物の建築(用途変更及び大規模修繕・模様替は除く)。 ・ただし、屋上・壁面緑化の対象は敷地面積300㎡を超える建築物	○	○	○	・緑化計画書の届出 ・接道部緑化を推進 ・みどりのモデル地区(みどりの保護・育成を講じる地区)の指定制度有
墨田区	墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例 良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱	・15戸以上の共同住宅 ・延べ床面積1,000㎡以上の共同住宅 ・5階以上(地階除く)の共同住宅 ・延べ床面積1,000㎡以上の建築事業(条例適用以外) ・敷地面積300㎡以上の宅地開発 ・5戸以上の共同住宅(条例適用以外)	○	○	○	・緑化計画書の届出 ・屋上緑化は敷地面積が300㎡以上の場合
江東区	江東区みどりの条例	・敷地面積250㎡以上の建築行為	○	○	○	・緑化計画書の届出
品川区	品川区みどりの条例	・敷地面積300㎡以上の建築行為	○	○	○	・緑化計画書の届出 ・みどりのモデル地区(緑化の保護・育成を講じる地区)の指定制度有
目黒区	目黒区みどりの条例	平成21年10月1日改定 ・敷地面積200㎡以上の開発行為、建築確認申請、計画通知 ・自動車駐車場の設置(台数20台以上) ・敷地面積200㎡以上で、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等に規定する認定の申請など	○	○	○	・緑化計画書の届出 ・敷地面積500㎡以上の新築、改築等行うものに屋上緑化を義務化 ・既存樹木等の保全協議(樹木は幹周り0.8m以上等)の義務化 ・幹周り0.8m以上を保存樹木に指定 ・樹木本数基準(中高木)あり ・みどりの協定
大田区	大田区開発指導要綱	・道路を設け、かつ事業区域350㎡以上又は区画数が5区画以上の住宅宅地開発事業 ・計画戸数が15戸以上の集団住宅建設事業 ・事業区域面積1,000㎡以上かつ延べ面積2,000㎡以上の一定規模建設事業	○	○	○	・事前協議
世田谷区	世田谷区みどりの基本条例	・敷地面積250㎡以上の建築行為、開発行為、20台以上の駐車場設置 ・風致地区条例の許可で緑化を伴わない敷地面積250㎡未満の建築行為	○	○	○	・みどりの計画書届出 ・樹木本数基準(高木・準高木・中木・低木)あり ・風致地区の敷地境界部緑化基準あり ・駐車場緑化基準(敷地面積×15%) ・国分寺崖線保全重点地区・風致地区・地区計画区域に緑化率の割り増し制度あり ・樹木の伐採届制度あり
	都市緑地法(緑化地域)	・敷地面積300㎡以上の建築行為	—	—	—	・平成22年10月1日施行予定 ・市街化区域全域を指定 ・敷地面積に対する緑化率5～25% ・建築基準関係規定
渋谷区	渋谷区みどりの確保に関する条例	・敷地面積300㎡以上の建築行為	○	○	—	・緑化計画書の届出 ・既存樹利用に対する優遇措置有

【特別区】

指導主体	根拠法等	対象要件	敷地内緑化			備考
			地上部	屋上緑化	接道部	
中野区	中野区みどりの保護と育成に関する条例	・敷地分割を伴い分割前敷地が300㎡以上及び敷地面積200㎡以上の建築行為 ・20台以上の駐車場を設置し、敷地面積300㎡以上	○	○	○	・緑化計画書の届出 ・緑化推進モデル地区（緑化の保護・育成を講じる地区）の指定制度有
杉並区	杉並区みどりの条例	・敷地面積にかかわらず新築・増築 ・ただし、200㎡以上は「緑化計画書」、200㎡未満は「緑化計画概要書」の提出	○	○	○	・緑化計画書の届出 ・緑化計画概要書の届出 ・既存樹利用に対する優遇措置有 ・高木・中木・低木の本数の確保有
豊島区	豊島区みどりの条例	[建築行為] ・地階を除く延べ床600㎡以上（商業地域は800㎡） ・地階を除く3階以上で住戸15戸以上 ・敷地面積250㎡以上の公共施設 [開発行為] ・面積500㎡以上	○	○	○	・緑化計画書の届出
北区	北区みどりの条例	・敷地面積300㎡以上の開発行為等（民間施設） ・公共施設の場合は敷地面積要件なし	○	○	○	・緑化計画書の届出 ・みどりのモデル地区（緑化の保護・育成を講じる地区）の指定制度有
荒川区	荒川区みどりの条例	①面積300㎡以上の区画形質の変更 ②面積200㎡の建築確認等 ③面積300㎡以上の駐車場設置 ④15戸以上の集合住宅の建築確認等	○	○	—	・緑化計画書の届出
	荒川区市街地整備指導要綱	・延床1,000㎡以上の併用型集合住宅 ・6棟又は6戸以上の戸建・長屋 ・区域350㎡以上の宅地開発 ・都計法第29条手続きの事業 ・延床1,500㎡以上の建築物建設	○	○	—	・緑化計画書の届出
板橋区	東京都板橋区緑化の推進に関する条例	・敷地面積350㎡以上の開発行為等 ・公共施設250㎡以上 ・区の施設は全て	○	○	—	・緑化計画書の届出 ・緑化推進地域の指定制度有
練馬区	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例	・地上部：開発区域面積が300㎡以上の開発行為、建築行為、駐車場の設置等 ・屋上部：敷地面積300㎡以上の建築行為で、建ぺい率80%の地域又は防火地域に利用可能な屋上がある場合	○	○	—	・緑化計画の事前協議
足立区	足立区緑の保護育成条例	・敷地面積200㎡以上の建築の新築・改築・増築および20台以上の駐車場 ※緑化の対象となる行為のうち、一戸建て住宅の場合は緑化指導を受けていただきます	○	○	○	・緑化計画書の届出
葛飾区	葛飾区緑の保護と育成に関する条例	・敷地面積300㎡以上の建築の新築・改築・増築	○	○	○	・緑化計画書の届出
江戸川区	江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例	・共同住宅 （3階かつ10戸以上または一団の土地における40戸以上） ・その他の建築物 （事業区域面積300㎡以上） ・戸建て開発 （一団の土地3区画以上）	○	○	○	※環境空地：緑地、歩道状空地、ポケットパーク、広場状空地等 ・協議申請書に環境空地計画図等添付

緑確保の総合的な方針

【市町村】

指導主体	根拠法等	対象要件	敷地内緑化			備考
			地上部	屋上緑化	接道部	
八王子市	八王子市緑化条例	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の建築、工作物の設置、屋外施設の建設、墓地の建設等を目的とした1,000㎡以上の土地区画形質の変更 ・建築物の建築（自己居住以外の高さ10m以上、10戸以上の住宅） 	○	—	—	・植樹計画書の届出
	八王子市宅地開発指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・都計法29条開発事業 ・宅造法8条開発事業 ・都自然保護条例27条開発事業 ・1,000㎡以上でかつ7区画以上、又は10区画以上の事業 	○	—	—	・事前協議
立川市	立川市宅地開発等まちづくり指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 ・道路位置指定を受ける築造 ・自己居住以外の建築事業（高さ10m※超で敷地500㎡以上、延床1,500㎡以上、事業区域1,000㎡以上、15戸以上の集合住宅、店舗面積500㎡以上） ※1種低住は軒高7m地上3階 	○	—	○	・事前協議
武蔵野市	武蔵野市まちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> ・面積3000㎡以上の区域における開発行為、建築、自動車駐車場の設置等、条例に規定する行為（開発事業） 	○	○	○	H21. 4. 1 条例施行
	武蔵野市緑化に関する指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・上記まちづくり条例に該当しない建築行為 	○	○	○	・敷地200㎡以上は計画書の提出
三鷹市	三鷹市まちづくり条例 三鷹市開発事業に関する指導要綱 三鷹市水と緑の保全及び創造に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為 ・高さ10m超等※の自己住宅以外の建築 ・15戸以上の共同住宅等 ・500㎡以上の宅地造成 ・店舗面積500㎡以上の商業施設 ・敷地面積250㎡以上の建築・開発計画 ※1・2種低住：軒高7m地上3階 	○	○	○	・緑化計画書の届出
青梅市	青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 ・500㎡以上の宅地造成 ・中高層建築（8戸以上の共同住宅、延べ床1,500㎡以上） ・20戸以上の共同住宅 	○	—	—	・事前協議
府中市	府中市地域まちづくり条例 府中市開発事業に関する指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為 ・軒高7m超又は地上3階以上の建築物※ ・高さ10m超の建築物※ ・10戸超の集合住宅 ・延べ面積1,500㎡超の特殊建築物 ※1・2種低住の場合（一戸建ての住宅及び2戸で形成された長屋は除く） 	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議・協定締結 ・府中市開発事業まちづくり配慮指針を定め、地域特性を踏まえた公園・緑地等の整備指針を提示
昭島市	昭島市宅地開発等指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為 ・事業区域面積1,000㎡以上 ・高さ10m以上の中高層建築 ・10戸以上の集合住宅等 	○	○	○	・事前協議

【市町村】

指導主体	根拠法等	対象要件	敷地内緑化			備考
			地上部	屋上緑化	接道部	
調布市	調布市自然環境の保全等に関する条例 調布市自然環境の保全等に関する条例施行規則	市民，事業者，土地所有者	○	○	—	・緑化計画書の提出・承認
	調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例 調布市開発事業指導要綱	・500㎡以上の開発行為 ・15戸以上の集合住宅の建設 ・高さ10m又は4階建て以上の中高層建築 ・延べ面積1,500㎡以上の建築 ・道路の位置指定を伴う場合 ・周辺環境に著しい影響を及ぼすもの	○	○	—	・事前協議・協定締結
町田市	町田市中高層建築物に関する指導要綱	・高さ10mを超える建築物 ・集合住宅で建築個数が9戸以上のもの ・延べ床1,000㎡以上の建築物 ・ワンルーム形式集合住宅	○	—	○	・事前協議
小金井市	小金井市まちづくり条例	・500㎡以上の開発行為、宅地造成 ・建築事業（敷地1,000㎡以上、高さ10m以上の建築、20戸以上地上3階以上の共同住宅 ※1・2種低住：軒高7m又は地上3階	○	—	—	・事前協議
小平市	小平市開発事業における手続及び基準等に関する条例	・事業面積500㎡以上の開発行為 ・自己居住以外の建築行為（事業面積1,000㎡以上、延床面積1,000㎡以上、独立に区画された戸数が16戸以上）	○	—	—	・事業計画の協議
日野市	日野市まちづくり条例	・500㎡以上の開発行為 ・宅地造成 ・建築行為等（高さ10m※又は地上3階以上の建築、8戸以上の住宅及び共同住宅、延べ床500㎡以上の用途変更等） ※1種低住：軒高7m	○	—	—	・事前協議 ・開発区域内の自然樹林地・有効な植生地の保全基準有
東村山市	東村山市宅地開発及び建築物の建築に関する指導要綱	・面積500㎡以上の開発行為 ・以下の建築事業 ア 敷地1,000㎡以上（専用住宅を除く） イ 戸数16戸以上の共同住宅 ウ 延べ面積1,000㎡以上 エ 最高高10m以上	○	○	○	・事前協議
国分寺市	国分寺市まちづくり条例	・500㎡（国分寺崖線区域300㎡）以上の開発行為 ・高さ10m又は3階以上の中高層建築物 ・16戸以上の集合住宅	○	○	—	・緑化計画の届出 ・国分寺崖線区域において上乗せ基準を設定
国立市	国立市開発行為等指導要綱	①500㎡以上の開発行為 ②延べ面積1,000㎡以上の特殊建築 ②計画戸数16戸（1・2種低住は10戸）以上の集合住宅 ②高さ10m以上の中高層建築	○	—	—	・事前協議
福生市	福生市宅地開発等指導要綱 福生市まちづくり景観条例	・開発行為 ・20戸以上の集合住宅建設 ・中高層建築物の建設 ・敷地1,000㎡以上の建築建設 ・墓地の建設	○	○	○	・事前協議 ・宅地開発協定取り交わし
狛江市	狛江市まちづくり条例 狛江市まちづくり指導基準	・500㎡以上の開発行為 ・15戸以上の集合住宅、高さ10m以上、地上4階以上、延べ床300㎡以上の建築	○	—	—	・開発事業届出書の提出

緑確保の総合的な方針

【市町村】

指導主体	根拠法等	対象要件	敷地内緑化			備考
			地上部	屋上緑化	接道部	
東大和市	東大和市宅地開発等指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・都計法29条の開発事業 ・区域面積700㎡以上の建設事業 ・3階又は高さ10m以上の中高層建築物等の建設(個人専用住宅を除く) ・15戸以上の集団・集合住宅の建設 	○	—	—	
清瀬市	清瀬市住環境の整備に関する条例 清瀬市みどりの環境をつくる条例	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為 ・500㎡以上の畑・山林等を住宅用地として宅地化する行為 ・建築物の建築(高さ10m超、16戸以上の共同住宅、延べ面積500㎡以上、延べ面積300㎡以上のワンルーム形式の共同住宅) 	○	—	○	・事前協議
東久留米市	東久留米市宅地開発等に関する条例 東久留米市のみどりに関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の開発行為 ・高さ10m以上の建築物 ・敷地1,000㎡以上の特殊建築物 ・500㎡以上の駐車場 ・経営目的墓地 	○	—	○	・事前協議
武蔵村山市	武蔵村山市宅地開発等指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・500㎡以上の宅地開発(土地の区画形質の変更を伴うもの、5区画以上であるもの) ・計画戸数15戸以上の集合住宅の建築 ・中高層建築物の建築 	○	—	—	・事前協議
多摩市	多摩市街づくり条例 多摩市みどりの保全及び育成に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・都計法29条許可対象事業 ・建築物の建築(10戸以上の共同住宅、高さ10m以上、床面積1,000㎡以上) ・道路位置指定必要事業 ・500㎡以上の宅地造成 	○	○	—	・事前協議 ・保存樹林及び保存樹木の指定制度
稲城市	稲城市における自然環境の保護と緑の回復に関する条例 稲城市宅地開発指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地1,000㎡以上の事務所・事業所 ・都計法29条許可対象行為 ・15戸以上の集合住宅 ・高さ10m以上の中高層建築 ・道路位置指定必要事業 	○	○	○	・事前協議
羽村市	羽村市宅地開発等指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・都計法第29条に規定する開発行為 ・規模1,000㎡以上の宅地開発 ・道路位置指定が必要な事業 ・建築物を伴うもので、敷地1,000㎡以上、又は高さ10m以上、又は計画戸数20戸以上の建築 	○	—	—	・事前協議
あきる野市	あきる野市ふるさとの緑地保全条例 あきる野市宅地開発指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積500㎡以上の施設 ・500㎡以上の開発行為 ・高さ10m※以上又は地上3階以上の建築 ・10戸以上の集合住宅等 	○	—	○	・事前協議 ・協定締結
西東京市	西東京市みどりの保護と育成に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地500～3,000㎡の宅地開発 ・敷地500～1,000㎡の中高層建築物 	○	—	○	・事前協議 ・協定締結
	西東京市人にやさしいまちづくり条例	<ul style="list-style-type: none"> ・都計法29条許可対象行為 ・面積500㎡以上の開発(畑・山林の住宅地化、駐車・駐輪場の設置、墓地設置) ・建築物の建築(高さ10m以上、16戸以上の共同住宅、10戸以上のワンルーム、床面積500㎡以上) 	○	—	—	・事前協議 ・協定締結
瑞穂町	瑞穂町宅地開発指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・都計法29条の開発行為 ・道路位置指定必要(自宅以外) ・東京都中高層建築物条例に規定する建築物 ・敷地1,000㎡以上の建築物の建築 ・戸数10戸以上の集合住宅(ワンルームは20戸以上) 	○	—	—	・事前協議 ・協定締結
日の出町	日の出町宅地開発等指導要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・都計法29条許可行為 ・高さ10m(1・2種低住：軒高7m・地上3階)以上の中高層建築物 ・敷地1000㎡以上の特殊建築 ・10戸以上の集合住宅 	○	—	—	